

改正後	現行
<p>は、3の(3)の⑩の規定を準用する。</p> <p>⑱・⑲ (略)</p> <p>⑳ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第14の19の福祉・介護職員等特定処遇改善加算につ</u> <u>いては、2の(1)の㉑の規定を準用する。</u></p> <p>(6) 就労定着支援サービス費</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算の取扱いにつ いて 報酬告示第14の2の5の職場適応援助者養成研修修了者配置 体制加算については、3の(3)の⑪のイに掲げる職場適応援助 者養成研修の修了者を就労定着支援員として配置した場合に、 就労定着支援の利用者全員に対して加算する。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助 サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 重度障害者支援加算の取扱いについて 報酬告示第15の1の6の重度障害者支援加算については、次 のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所又 は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定 重度障害者等包括支援の対象となる利用者に対し、指定共同生 活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合</p>	<p>は、3の(3)の⑩の規定を準用する。</p> <p>⑱・⑲ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) 就労定着支援サービス費</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算の取扱いにつ いて 報酬告示第14の2の5の職場適応援助者養成研修修了者配置 体制加算については、3の(3)の⑫のイに掲げる職場適応援助 者養成研修の修了者を就労定着支援員として配置した場合に、 就労定着支援の利用者全員に対して加算する。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助 サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 重度障害者支援加算の取扱いについて 報酬告示第15の1の6の重度障害者支援加算については、次 のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所又 は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定 重度障害者等包括支援の対象となる利用者に対し、指定共同生 活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合</p>